

## 「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する関係住民への意見聴取について

平成25年 2月22日

### 1. 主旨

国土交通省中部地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、設楽ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、「設楽ダム建設事業の検証の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しました。

今後の検討の参考とするため、関係住民からのご意見をお聴きする場（以下「意見を聴く場」という。）を開催いたします。

### 2. 意見聴取対象

「設楽ダム建設事業の検討に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）

### 3. 意見聴取対象者

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町に在住の方

### 4. 意見を聴く場の応募方法

「検討報告書（素案）」に対して、意見の発表を希望される方は、『別紙－1 留意事項（発表）』を確認した上で、『別紙－2 応募用紙』に氏名、住所、電話番号、ご希望の会場名、「検討報告書（素案）」に対するご意見の要旨などの必要事項を記載して、「6. 応募用紙の提出先」に記載しています提出先までご提出ください。

### 5. 意見を聴く場の開催日時及び開催場所

開催日及び開催場所：『別表－1 会場一覧』をご覧ください。

- ・ご希望の日時が重複した場合には、原則として先着順とさせていただきますが、ご希望の日時並びに会場での調整がつかない方には日時並びに会場調整のため、事務局から連絡をさせていただくことがありますのであらかじめご了承ください。
- ・意見の発表日時などのご連絡については、平成25年 3月12日（火）までに発表を希望された方へ郵送にて行わせていただきます。

電子メールでのご連絡を希望された方については電子メールにて行わせていただきますが、併せて同様の内容を郵送においてもお送りさせていただきます。

### 6. 応募用紙の提出先

意見の発表を希望される方は、『別紙－2 応募用紙』に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付してください。

1) 応募用紙の提出先：

国土交通省中部地方整備局 河川部河川計画課

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取」

事務局 宛

①郵送の場合：〒460-8514

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館

②FAXの場合：052-953-8351

③電子メールの場合：shitaradam-chubu01@cbr.mlit.go.jp

※電子メールによる提出の場合は件名に「意見発表応募用紙」と記載をお願いします。

2) 応募用紙の提出期限：平成25年 3月 4日（月）18時必着とします。

（郵送の場合は当日消印有効）

3) 『別紙-2 応募用紙』の入手方法

①インターネットによる入手

国土交通省中部地方整備局ホームページ

→ 事業別で探す 川 → お知らせ・情報 【検証対象ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場】 → 個別のダム検証対象となる事業について 設楽ダム建設事業 → 「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」について → 「設楽ダム建設事業の検証に係る検討」に関する関係住民への意見聴取について  
URL：[http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam\\_kentou/jyumin\\_shitara.htm](http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/jyumin_shitara.htm)

②紙媒体による入手

「7. 資料の閲覧又は入手方法」の「2）紙面による資料の閲覧場所」において応募用紙を配付しております。

※『別紙-2 応募用紙』を使用していない場合でも、『別紙-2 応募用紙』に記載される事項と同様の事項を記載したものを提出いただいた場合には受付致します。

7. 資料の閲覧又は入手方法

1) インターネットによる資料の閲覧又は入手の方法

国土交通省中部地方整備局ホームページ

→ 事業別で探す 川 → お知らせ・情報 【検証対象ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場】 → 個別のダム検証対象となる事業について 設楽ダム建設事業 → 「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」について

URL：[http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam\\_kentou/shitara.htm](http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/shitara.htm)

※上記のアドレスから資料（「検討報告書（素案）骨子」、「検討報告書（素案）」、「検討報告書（素案）別冊資料」）の閲覧又は入手が可能です。

2) 紙面による資料の閲覧場所

以下の場所において閲覧が可能です。なお、閲覧場所の住所などの詳細については、『別表-2 閲覧場所一覧』をご覧ください。

3) 資料の閲覧期間及び閲覧時間

閲覧期間：平成25年2月25日（月）～平成25年3月15日（金）

※ホームページには閲覧期間終了後も掲載を継続する予定です。

閲覧時間：閲覧場所により、資料を閲覧いただける曜日、時間が異なりますので、『別表-2 閲覧場所一覧』をご覧ください。

## 8. 一般傍聴

「意見を聴く場」は、公開で行いますので傍聴席にて傍聴が可能です。

また、事前登録の必要はありません。当日、受付にて必要事項のご記入をお願いします。

詳細につきましては『別紙－3 留意事項（傍聴）』をご覧ください。

## 9. 報道関係者の取材について

報道機関の皆様には記者席を設ける予定ですので、当日の取材を希望される場合は受付にて必要事項のご記入をお願いします。

詳細につきましては『別紙－4 留意事項（報道）』をご覧ください。

## 10. 「意見を聴く場」に関する個人情報の取り扱い及び記録等の公表について

「意見を聴く場」の開催結果については次のとおり取得・公表させていただきます。

- ・意見の発表は、事務局の記録として撮影及び録音を行います。発表いただいたご意見については、事務局にて記録しました撮影及び録音記録より議事録を作成させていただきます。
- ・作成した議事録は国土交通省中部地方整備局ホームページ並びに国土交通省中部地方整備局が作成を進めている設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書または別冊資料に掲載しますので予めご了承ください。
- ・議事録は発表時間10分の中で発言いただいたものを公表対象とさせていただきます。無効とさせて頂きましたご意見に関する議事録については公表いたしません。
- ・当日、意見を発表いただく際に資料を投影した場合はその資料についても公表させていただきます。投影できる資料の詳細については『別紙－1 留意事項（発表）』の9)をご覧ください。
- ・『別添－2 応募用紙』の「表面」にご記入頂く個人情報及び「裏面」にご記入頂く意見の要旨について「意見発表者」ご本人の許可無く公表する事はいたしません。
- ・『別添－2 応募用紙』に記入いただく属性情報については統計処理を行い、今後の検討の参考とさせていただきます。「意見を聴く場」にて発表いただけない方の属性情報については統計処理の対象から除外させていただきます。なお、掲載する場合は個人が特定できる情報を含めることはありません。
- ・当日は、公開にて行いますので一般傍聴並びに報道関係者の取材を可能としています。傍聴並びに取材において知り得た情報の取扱いについては責任を負うことができません。傍聴者、報道関係者の責任において適切に取扱いいただきますようお願いいたします。
- ・「意見を聴く場」の運営に伴い、知り得た情報は、業務上必要と思われる関係者へ委託することあります。その際は、漏えいや再提供を行わないよう契約により義務づけ、適切な管理を実施いたします。

## 11. 事務局

国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館

TEL : 052-953-8148 FAX : 052-953-8351

電子メール : shitaradam-chubu01@cbr.mlit.go.jp

## 「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する意見の発表にあたっての留意事項

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町に在住の皆様からご意見をお聴きするものです。

### (応募にあたっての留意事項)

- 1) 意見の発表は、お一人につき、6会場のいずれか1会場において1回とします。
- 2) 『別紙－2 応募用紙』の裏面にご記入いただく、ご意見の主旨については、「意見を聴く場」にてご意見を正確に聴取させていただくための基礎資料とさせていただきます。  
また、『別紙－2 応募用紙』の裏面に併せてご記入いただきます属性情報(住所、年代、性別)の取り扱いについては『別添 募集要領』の「10.「意見を聴く場」に関する個人情報の取り扱い及び記録等の公表について」をご確認ください。

### (発表にあたっての留意事項)

- 1) 意見の発表は、お一人につき10分以内での発表とさせていただきます、次の方の発表もありますので時間厳守でお願いします。  
また、発表時間終了の2分前、1分前にそれぞれ予告ベルを鳴らさせていただきますので発表の参考としてください。発表時間10分が経過した時点で発表を終了とさせていただきます。
- 2) 「意見を聴く場」は、公開で行います。
- 3) 意見を発表いただける方(以下「意見発表者」という。)は、当日受付をさせていただきますので「意見を聞く場」の開始15分前まで受付前にお集まりください。  
なお、受付時間に間に合わない場合については、連絡をお願いします。その際は、発表順序を変更させていただく場合があります。
- 4) 意見発表者は、受付の者に氏名及び「意見発表者」である旨をお伝えください。
- 5) 意見発表者は、意見を聴く場において、9)でいう資料以外のビラ、チラシ等の配付及び掲示等はできません。  
また、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により自らの意見等を表明することはできません。
- 6) 意見発表者は、『別紙－2 応募用紙』に記入していただきます意見の要旨に沿って発表して下さい。
- 7) 「意見を聴く場」では意見発表者の発表していただくご意見やその他ご質問について、国土交通省中部地方整備局がお答えすることはできませんので、ご了承願います。
- 8) 意見の発表において下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

- 9) 『別紙－2 応募用紙』のほかに、意見発表当日に提示したい資料がある場合は、次の条件のものについて、書画カメラ（Over Head Camera）にて投影が出来ますので当日、受付へ提出して下さい。
- ・発表内容を分かりやすくするための紙面資料（A4用紙2枚まで）
  - ・事務局にてコピーすることはできません。
  - ・資料を投影していただける時間は意見発表者の持ち時間10分とさせていただきます。
  - ・投影いただく資料については、『別添 募集要領』の11)により作成・公表する議事録と併せて公表させていただきます。  
返却を希望される場合は、後日郵送にて返却させていただきますので提出時に申し出ください。
- 10) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合には、退室いただく場合があります。
- 11) 「意見を聴く場」の終了後、後日、国土交通省中部地方整備局から発言の内容や趣旨を確認させていただくことがあります。

設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に関する意見について

（受付番号： \_\_\_\_\_）

受付番号はこちらで記入しますので記入しないで下さい。

中部地方整備局長 宛

（ふりがな）

届出者 氏 名： \_\_\_\_\_  
郵便番号： \_\_\_\_\_  
住 所： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項等】

- 1 意見を発表される方のご氏名（ふりがな）、ご住所、お電話番号などを記入願います。
- 2 意見聴取の内容については、後日公表します。
- 3 意見聴取は、複数箇所にて行う予定でいます。ご希望の会場名を『別表－１ 会場一覧』から選択して第3希望まで記入してください。ご希望に添えない場合は日時並びに会場調整のため、事務局より連絡をさせていただくことがありますのであらかじめご了承下さい。

希望会場名 第1希望（ \_\_\_\_\_ ）  
第2希望（ \_\_\_\_\_ ）  
第3希望（ \_\_\_\_\_ ）

- 4 発表日時並びに会場のご連絡については郵送にて行わせていただきます。  
電子メールでのご連絡をご希望される場合はメールアドレスの記入をお願いします。  
※電子メールをご希望される場合についても同様の内容を郵送にて送らせていただきます。

メールアドレス： \_\_\_\_\_



## 「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する意見の傍聴にあたっての留意事項

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町に在住の皆様からご意見をお聴きするものです。

### (傍聴の手続きと入場について)

- 1) 事前登録は不要です。
- 2) 傍聴される方は受付で必要事項を記入してください。
- 3) 会場の都合上、傍聴者が多い場合には入場制限をさせていただくことがありますので、ご了承ください。
- 4) 受付時間以降に会場された方は、定員を超えない範囲で発表の間等に入場していただくことになります。
- 5) 会場への入場にあたっては係員の指示に従ってください。

### (傍聴に際しての注意事項)

- 1) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、会場内での使用をお控えください。
- 2) 会場内での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- 3) 手荷物・貴重品の管理は各自にてお願いします。
- 4) 会場では着席のうえ、静粛に傍聴してください。発言、拍手、ビラ・プラカード等の持ち込み、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により自らの意見等を表明することはできません。
- 5) 円滑な運営を図るため、フラッシュ等を用いたビデオ・カメラ等での撮影はご遠慮ください。撮影した画像・映像などの取り扱いについて、意見発表者及び傍聴者個人が特定される様なものについては対象者の了解を得た上での取り扱いとして下さい。これにより、対象者との間で問題が生じた場合に「意見を聴く場」の運営者が責を負うことはできません。また、進行の支障となる場合は退室等をお願いいただく場合があります。
- 6) その他、会場等の秩序を乱す行為や、発言者の発言を妨害する行為はできません。また、「意見を聴く場」では意見発表者の発表していただくご意見やその他ご質問について、国土交通省中部地方整備局がお答えすることはできませんので、ご了承ください。
- 7) 傍聴される方は、上記留意事項のほか、係員の指示に従ってください。お守りいただけないときは進行に支障があると判断し、退室いただく場合があります。

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する公聴会での  
報道関係者の取材にあたっての留意事項

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、豊橋市、豊川市、  
蒲郡市、新城市、田原市、設楽町に在住の皆様からご意見をお聴きするものです。

- 1) 報道機関の皆様には記者席を設ける予定です。
- 2) 当日会場入り口にて受付名簿の記入をお願いします。
- 3) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、会場内での使用をお控えください。
- 4) 会場内での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- 5) 資機材・貴重品の管理は各社にてお願いします。
- 6) 円滑な運営を図るため、フラッシュ等を用いたビデオ・カメラ等での撮影はご遠慮  
ください。また、傍聴席より前方及び傍聴の妨げとなる位置での撮影はご遠慮く  
ださい。
- 7) 取材に必要な電源等は各社にてご用意ください。
- 8) 会場の状況により、カメラ等の設置台数の制限や資機材等の移動等をお願いする場  
合があります。
- 9) 意見発表者及び傍聴者への個人が特定される様な取材及び撮影については各社にて  
対象者の了解を得た上で行ってください。これにより対象者との間で問題が生じた  
場合に「意見を聴く場」の運営者が責を負うことはできません。また、進行の支障とな  
る場合は退室等をお願いいただく場合があります。
- 10) 「意見を聴く場」では意見発表者の発表していただくご意見やその他ご質問について、  
国土交通省中部地方整備局がお答えすることはできませんので、ご了承ください。
- 11) 意見発表者が発表にあたり使用する資料等について、国土交通省中部地方整備局か  
らお渡しすることはできませんのでご了承ください。
- 12) 会場内では、必ず社名入りの腕章等を着用し、上記留意事項のほか、会場の係員の  
指示に従ってください。お守りいただけないときは進行に支障があると判断し、退室  
いただく場合があります。

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する関係住民への意見聴取について

## 《会場の一覧》

会 場	開 催 日	開 催 時 間
①豊橋市 会 場：豊橋市民センター（カリオンビル） 所在地：愛知県豊橋市松葉町二丁目63番地 駐車場：有料（施設周辺） 傍聴席：99名	3月17日（日）	9：30～11：30まで
②豊川市 会 場：小坂井生涯学習会館 集会室 所在地：豊川市宿町光道寺40番地 駐車場：無料（17:00～豊川市役所小坂井支所駐車場も駐車可） 傍聴席：120席	3月15日（金）	19：00～21：00まで
③蒲郡市 会 場：蒲郡市民会館 会議室3 所在地：蒲郡市栄町3番30号 駐車場：無料 約355台 傍聴席：80名	3月17日（日）	15：00～17：00まで
④新城市 会 場：新城市市民体育館 競技場 所在地：愛知県新城市東入船6-1 駐車場：無料（仮庁舎前駐車場も駐車可能） 傍聴席：100席	3月17日（日）	10：00～12：00まで
⑤田原市 会 場：田原文化会館 201, 202, 203 所在地：田原市田原町汐見5番地 駐車場：無料 約250台 傍聴席：40名～120名	3月15日（金）	18：30～20：30まで
⑥設楽町 会 場：奥三河総合センター 第1会議室 所在地：設楽町田口字向木屋2-10 駐車場：無料 傍聴席：80席	3月17日（日）	15：00～17：00まで

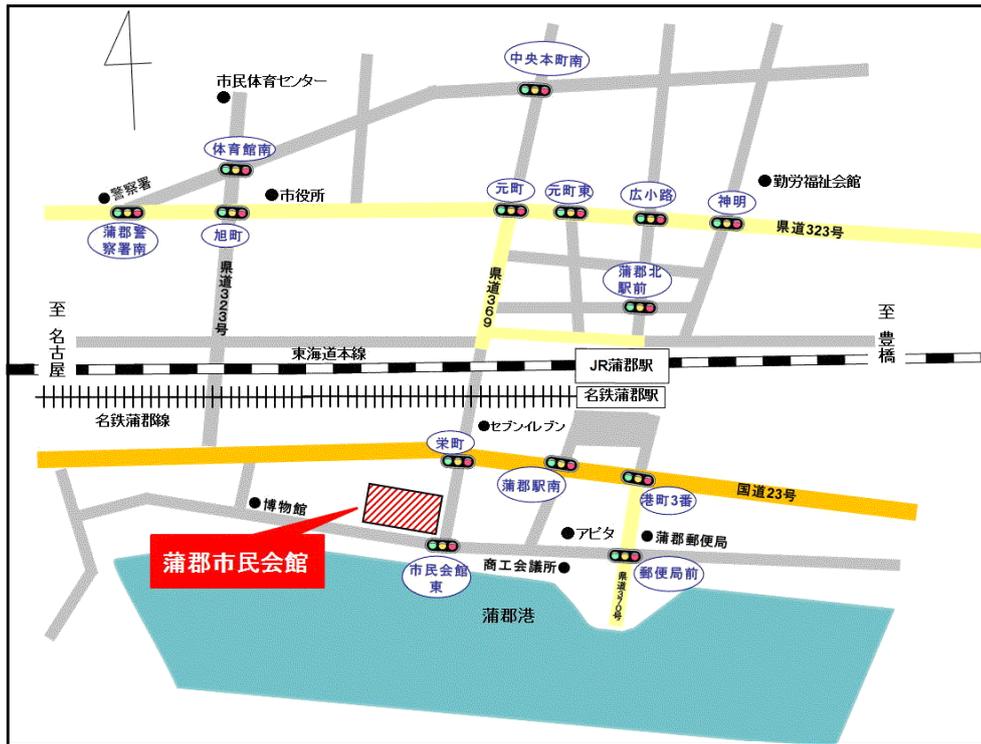
## ① 豊橋市民センターカオリンビルへのアクセス



## ② 小坂井生涯学習会館へのアクセス



### ③ 蒲郡市民会館へのアクセス



### ④ 新城市市民体育館へのアクセス



## ⑤ 田原文化会館へのアクセス



## ⑥ 奥三河総合センターへのアクセス



「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する関係住民への意見聴取について

《閲覧場所の一覧》

設置期間：平成25年 2月25日～平成25年 3月15日

閲覧場所	閲覧可能時間
国土交通省 中部地方整備局 所在地：愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館 1階 東玄関ホール	9：30～17：00 ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所在地：愛知県豊橋市中野町字平西 1-6	9：30～17：00 ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 豊川出張所 所在地：愛知県豊橋市北島町字北島 364	9：30～17：00 ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 一宮出張所 所在地：愛知県豊川市東上町松本 254-2	9：30～17：00 ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所 新城庁舎 所在地：愛知県新城市杉山字大東 57	9：30～17：00 ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所 設楽庁舎 所在地：愛知県北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2	9：30～17：00 ※土日、祝日除く
愛知県庁 地域振興部 土地水資源課 所在地：愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	8：45～17：30 ※土日、祝日除く
東三河県庁県民生活プラザ 所在地：愛知県豊橋市八町通5-4	8：45～17：30 ※土日、祝日除く
豊橋市役所 東館 1階 じょうほうひろば 所在地：豊橋市今橋町1	8：30～17：00 ※土日、祝日除く
豊川市役所 企画部企画政策課 所在地：豊川市諏訪1丁目1番地	8：30～17：15 ※土日、祝日除く

※資料等に関する質問については『別添』の事務局へお問い合わせください。

閲覧場所	閲覧可能時間
豊川市役所 一宮総合支所 地域振興課 所在地：豊川市一宮町豊1番地	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
豊川市役所 音羽支所 所在地：豊川市赤坂町松本250番地	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
豊川市役所 御津支所 所在地：豊川市御津町西片日暮30番地	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
豊川市役所 小坂井支所 所在地：豊川市小坂井町大堀10番地	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
蒲郡市役所 企画広報課 所在地：蒲郡市旭町17-1	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
新城市役所 企画部企画課 所在地：新城市字東入船6番地1	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
新城市役所 鳳来総合支所 所在地：新城市長篠字下り箆1番地2	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
新城市役所 作手総合支所 所在地：新城市作手高里字縄手上32番地	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
田原市役所 政策推進課 所在地：田原市田原町南番場30-1	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
田原市役所 渥美支所 所在地：田原市古田町岡ノ越6-4	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
田原市役所 赤羽根市民センター 所在地：田原市赤羽根町赤土1	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
設楽町役場 ダム対策室 所在地：北設楽郡設楽町田口字居立2番地	8：30～17：15 ※土日、祝日除く
設楽町役場 津具総合支所 所在地：北設楽郡設楽町津具字下川原5番地1	8：30～17：15 ※土日、祝日除く

※資料等に関する質問については『別添』の事務局へお問い合わせください。